

京都大学大学院医学研究科医学研究支援センター解析受託利用負担金等内規

(平成 26 年 3 月 27 日 医学教授会制定)

(平成 26 年 6 月 12 日 医学教授会改訂)

(平成 28 年 6 月 9 日 医学教授会改訂)

(平成 29 年 9 月 14 日 医学教授会改訂)

(平成 30 年 3 月 22 日 医学教授会改訂)

(平成 31 年 3 月 14 日 医学教授会改訂)

(令和元年 9 月 12 日 医学教授会改訂)

(令和 2 年 3 月 26 日 医学教授会改訂)

(令和 2 年 9 月 10 日 医学教授会改訂)

(令和 3 年 3 月 25 日 医学教授会改訂)

(令和 4 年 1 月 13 日 医学教授会改訂)

第 1 条 京都大学大学院医学研究科医学研究支援センター（サポートセンター）内規第 8 条の規定に基づき京都大学大学院医学研究科医学研究支援センター（以下「センター」という。）において受託する解析に係る利用負担金等については、この内規の定めるところによる。

第 2 条 センターに解析を委託できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他京都大学大学院医学研究科医学研究支援センター長（以下「センター長」という。）が認めた者

第 3 条 センターにおいて受託する解析は、生命科学研究に利用する解析とする。

第 4 条 センターにおいて受託する解析は、次の各号に掲げる室において行う。

- (1) 遺伝情報解析室
- (2) 質量分析室
- (3) 蛍光生体イメージング室
- (4) マウス行動解析室
- (5) ドラッグディスカバリーセンター
- (6) 小動物MRI室
- (7) 合成展開支援室
- (8) 先端バイオメディシン解析技術室

第 5 条 解析を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、当該解析を行う室の長（以下「室長」という。）に所定の申請書を提出して、その承認を受けなければならない。

第 6 条 委託者は、解析が完了後、別表に定める利用負担金を負担しなければならない。た

だし、センターが行う事業においてセンター長が特に認めた場合は、この限りでない。

第7条 利用負担金の負担は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 大学運営費については、予算振替によるものとする。
- (2) 受託研究費、寄附金及び本学に交付される補助金については、費用の付替によるものとする。
- (3) 本学で経理する研究者に交付される補助金については、利用負担金通知書により請求するものとする。
- (4) 本学以外の機関に所属する者については、本学の発行する請求書により定められた期日までに、指定口座に振込むものとする。

2 前項に規定する負担方法により難いとセンター長が特に認めた場合は、センター長が負担方法を別に定めることができる。

第8条 センターは、解析終了後速やかに解析結果を委託者に返却する。

2 解析結果の返却方法及び解析終了後の試料の取扱いは、各室の長が別に定める。

第9条 センターは、不可抗力の事由によって生じた試料の損害に対しては、一切の責任を負わない。

第10条 センター長は、以下の場合に利用者の同意を得ることなくこの内規を変更できるものとする。

- (1) 内規の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 内規の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、解析受託上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による内規の変更にあたり、内規の変更をする旨及び変更後の内規の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに本学大学院医学研究科医学研究支援センターホームページ又はその他の適切な方法により、利用者に周知するものとする。

第11条 この内規に定めるもののほか、解析の受託に必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、令和元年10月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この内規の施行の日前に第4条第3号に掲げる室において第5条に掲げる承認を受けた解析の受託については、なお従前の例によることができる。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年1月13日から施行する。